

## ○一部負担金の取扱いについて

〔昭和48年10月31日〕  
理 事 長 決 定

第1次改正 昭和55年12月26日

第2次改正 平成22年 3月31日

第3次改正 令和元年5月1日

地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第66条の2に規定する一部負担金（以下「一部負担金」という。）の取扱いについては、別に定めるもののほか、下記によるものとする。

### 記

- 1 支部長は、通勤による負傷又は疾病に係る休業補償の請求を受理した場合において、当該請求をした職員が、法第66条の2第1項及び地方公務員災害補償法施行規則第48条の2第1項の規定により、一部負担金として同施行規則第48条の2第2項に規定する金額（以下「一部負担金相当額」という。）を払い込まなければならない者であるときは、原則として、法第66条の2第2項の規定により、職員に支払うべき補償の額から一部負担金相当額を控除し、その旨及びその明細を記載した書類を、当該補償決定通知書（様式規程別紙様式第27号及び第29号）に添付して、職員及び任命権者に通知するものとする。
- 2 法第66条の2第1項又は第3項の規定により一部負担金相当額が支部に払い込まれたときは、出納員は、別紙様式による領収書を当該職員に交付するものとする。
- 3 支部長は、一部負担金について、その払い込み義務者の氏名、上記1によ

る通知、控除・払い込みの状況その他その収納事務の処理に必要な事項を記載した帳簿を備え、関係事務の整理にあたるものとする。

4 支部長は、必要に応じ、任命権者の協力を求めて、一部負担金の適正な収納に努めるものとする。

#### 附 則

この取扱いは、令和元年5月1日から施行する。

#### 別紙様式（第3次改正・一部）

No.

#### 領 収 書

一 金

円 也

ただし、地方公務員災害補償法第66条の2の規定に基づく  
一部負担金

上記のとおり領収いたしました。

年 月 日

支部所在地

地方公務員災害補償基金

支部長

印

殿